

# 平成30年 第2回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第73号

平成30年第2回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年7月2日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年7月9日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 平成30年第2回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年7月9日（月曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 崇 容   | 2番 常 包 恵    |
| 3番 小山 直 樹   | 4番 京 兼 愛 子  |
| 5番 竹林 昌 秀   | 6番 川 西 米希子  |
| 7番 合 田 正 夫  | 8番 三 好 郁 雄  |
| 9番 白 川 正 樹  | 10番 白 川 皆 男 |
| 11番 大 西 樹   | 12番 松 下 一 美 |
| 13番 三 好 勝 利 | 14番 大 西 豊   |
| 15番 川 原 茂 行 | 16番 田 岡 秀 俊 |

十

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

11番 大 西 樹

12番 松 下 一 美

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章

議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

|          |      |          |       |
|----------|------|----------|-------|
| 企画観光課長   | 常包英希 | 税務課長     | 池下尚治  |
| 住民生活課長   | 細原敬弘 | 福祉保険課長補佐 | 國廣美紀  |
| 会計管理者    | 東原浩史 | 健康増進課長   | 久保田純子 |
| 建設土地改良課長 | 池田勝正 | 農林課長     | 森末史博  |
| 琴南支所長    | 萩岡一志 | 仲南支所長    | 見間照史  |
| 教育次長     | 脇隆博  | 学校教育課長   | 香川雅孝  |
| 生涯学習課長   | 松下信重 | 地籍調査課長   | 岸本広宣  |

**○田岡秀俊議長** おはようございます。

執行部、福祉保険課長 佐喜正司君公務のため、課長補佐 國廣美紀さんが出席しておりますので報告します。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。本日は、平成30年第2回まんのう町臨時議会開催いたしましたところ、議員の皆さん方大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まず冒頭に平成30年7月の梅雨前線に伴う大雨による被害状況とその対応について報告をさせていただきます。今般、台風7号に引き続く梅雨前線により大雨特別警報が発令され、かつて経験したことのない大雨による甚大な被害が全国各地で発生をいたしております。

まんのう町におきましては、人的被害はなかったものの物的被害が町内各地で発生いたしました。臨時議会の開催にあたり被害状況とその対応の概要について説明をさせていただきます。

7月5日9時40分まんのう町に大雨警報が発令されたことに伴い、まんのう町水防本部を設置し活動体制を確立いたしました。翌日、土砂災害警戒情報、洪水警報が発令されたことから、午前8時に町内山沿いを中心とする3、030世帯7、472人を対象として、避難勧告を発令しました。その後、仲南地区佐文にある池の堤防が決壊する恐れが判明したことから、14時30分に当該地域対象10世帯34人に避難指示を発令し、7日未明1時5分に町内における雨量の増大に伴い、避難指示地区を除く町内全域に避難勧告を発令いたしました。さらに、満濃地区神野を流れる金倉川の増水により3時22分神野岸地区、対象5世帯10名に対し避難指示を発令いたしました。

この間、避難勧告の発令に伴い町内9か所の公民館等の施設を避難所として開所し、最大で34名の方が避難されました。現時点で、把握しております町内の主な被害といたし

ましては、神野地区内を流れる金倉川の左岸が約100メートルにわたる護岸崩壊、裏山の土砂崩れによる民家の一部破損が1件、かんがい用ため池の堤防が決壊する恐れのある池が2か所、その他農道、町道、林道などの陥没や法面崩壊、民家・宅地への土砂流入などがございました。

7月8日土砂災害警戒情報及び大雨警報の解除により避難勧告、避難指示を順次解除いたしました。現在も町内より家屋、道路、田畑、池などに関する被害が報告されており、町といたしましても早急な被害の把握と取りまとめと復旧に向けた迅速、適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

本日議会に、上程させていただいておりますのは、工事請負契約の締結について1件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

**○多田議会事務局長** 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○田岡秀俊議長** 議会報告を終わります。

十

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○田岡秀俊議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

**○白川皆男議会運営委員長** 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

7月4日、午前11時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。その結果を報告いたします。

それでは、お手元に配布されております、議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））即決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、午前11時38分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。  
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、大西樹君、12番、松下一美君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

+

## 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））

○田岡秀俊議長 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第1号 工事請負契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成30年度 神野公民館整備工事の建築

契約の方法、条件付き一般競争入札

契約金額、1億476万円 そのうち消費税額 776万円

契約の相手方、まんのう経常建設共同企業体 代表者 株式会社 七箇工業

代表取締役 山下美博でございます。

今回の契約は、地域住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興などを目的とした地域の拠点施設であります神野公民館改築工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 生涯学習課長、松下信重君。

**○松下生涯学習課長** 平成30年度 神野公民館整備工事、建築に関する入札執行内容及び経過につきまして、御説明申し上げます。

まず、契約の方法は条件付き一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町からなる中讃圏域内に建設業法上の主たる営業所を有すること。

建設業法の規定による、経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が870点以上であること。

建物構造が鉄筋コンクリート造りまたは鉄骨コンクリート造りもしくは鉄骨造りで、工事部分の延べ面積が500平方メートル以上の建築物を国または地方自治体発注の元請として、施工実績を有すること。

建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件としております。

去る5月18日に入札の公告をおこない、5月28日に参加受付を締め切り、審査の結果、6社及び1共同企業体の参加資格を確認し、6月29日に入札を執行いたしました。

入札の結果、まんのう経常建設共同企業体が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○田岡秀俊議長** これをもって、提案理由その内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

+

**○竹林昌秀議員** 本件、建築契約については全員協議会で説明を受けておりますが、説明がなかったところ、そして私が問いましたが、お答えいただけてないところをお伺いしたいと存じます。本会議で質疑する意味が重要であると私は思っております。

まず、本件契約事業費の財源内訳を問います。政府のどのような施策導入によるものなのか、事業名を教えてください。そして交付金、地方債とその種別、一般財源の投入のところの金額の説明を求めたいです。

私は、積極的に政府資金調達に動くことを奨励する観点にたっておりますし、この事業の趣旨目的は、誠に適切で立派なものだと賛成は申し上げております。財源内訳を問います。

**○田岡秀俊議長** 答弁、生涯学習課長、松下信重君。

**○松下生涯学習課長** 竹林議員の御質問にお答えします。

財源の内訳に関しましては、起債合併特例債を充当しております。充当率が95%で、その他は一般財源を充当しております。

**○田岡秀俊議長** 再質問、5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 政府の交付金はないということですね。95%の充当率で元利償還金の70%を地方交付税で補てんしてくれる、非常に有利な仕組みの活用であって、事務方の調査研究に感謝申したいと思います。

次いでは、建築契約の発注運用については住民の関心が極めて高いわけです。ある意味では、この春の選挙で回ると、竹林さん町政どうな。極めて円滑順調に進展しておる。教育や福祉の充実度、住民活動は全国的にもトップクラスでなかろうかな。あとは、食うていけるかが問題やな。産業振興、経済循環かな、という竹林さんそれでええんか、というんです。それは、建築事業の発注については、懸念と不満がただよつとる。あんならどなんしょんで。というんですが、手続き的には公正にやつとると思ひよるで。

それでですね、経常共同企業体を設立して、それで地元が優位に受注して地元経済循環を促すというのは非常にいい仕組みだと思います。しかしそれに偏ることへの懸念というのは渦まいているのかなということ。私が提案したいのは、建築の入札に関しては指名業者の固定化を回避すべきではないか、固定化を回避すべきだろう。毎回3分の1か4分の1かは入れ替えるぐらいの対応はできんかな。このようなことであります。

町長、直接の答弁を問います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの再質問にお答えをします。今回の入札におきましては、指名競争入札ではなくて、中讃圏内における地域の一般競争入札でございますので、それに参加意思のある会社は応募していただけたと、このように理解しておりますので、よろしく申し上げます。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 中讃圏域に条件を絞っての一般応募ということですね。よくわかりました。それでですね、こうした建築事業の発注体制であります。地方自治法の仕組みは、

三者県政を基本にしております。町長、議会、監査委員の三者県政ですね。

それから契約の執行に関しては、事業の所管課それから入札を取り仕切る契約課、うちでいう総務課ですね。そして会計室が最後に目をみはる、という三者県政のトライアングルですね。PFIの事件に我々は、苦心惨たんしました。それはPFIの所管に全てを任せておいてですね、参考する仕組みをPFIの所管課がやってしまったわけです。まあそれについては、いろんなくわさが飛び交って、公的捜査機関が捜査機関を作ったのが事情徴収したのと流れておりました。そういうことを回避するために私は、もう一つ提案したいわけでありまして。所管課における担当職員の固定化を防いでいただいて、課長、補佐と係長、そして担当職員の三者を固定化しないように人事の流動化、透明化を図ってもらえんかな。ということでありまして。人事運用については個人名を挙げてのことはできないわけで、町長に極力任せるべきことであれば私も承知しておりますけど、よほど水は濁ると。それを防ぐ手立てとしては、町長の清新な人事異動の円滑な運用を、これは教育長も含めてですね、視界に入れていただけないか。これでありまして。

町長の答弁を願います。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの再々質問にお答えをします。人事異動についてでございますが、これにつきましては竹林議員さん御指摘のように固定化しないように、その担当課の職員だいたい3年から4年経てば異動させる、というようなことで実際にやっておるところでございますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 経営学の本とか人事運用のテキストを読みますと、課長と平職員の人間関係は2年以上続いてはいかん。という考え方の本を読んだことがあります。どちらかが動けば、4年5年配置できるわけですけどもね。そうした運用に私たちも関心を寄せて、どのような職員が配置されたのかは、どのような趣旨、意図があるのかということをお私どももウォッチすべきかな。と心思うわけでありまして。

それで、我々も努力せないいかんのは、装置や設備が高い専門性を有するからと言って、それを特定の人判断に委ねてはならない。その人たちと一緒に検討する協議がどの程度されていたのか問わなければいけないし、私たちもその判断基準がどのようであるか、事前に御勉強をせないかんとお思いますね。委員長方と相談して、そうゆう判断できるように講師を招いて調査し御勉強する議会になっていかんと議会のチェック機能、評価点検ができないのかなと思ったりもするわけです。これは、皆さんの御意見も聞いてみないといけませんがね。いかに一般職が有能であっても、専門職との並行運用であるべきだと思えますし、専門職というのはその専門性が高いがゆえに、その業界やその専門性のところに肩入れしがちですね。それを一般行政職が評価、点検する仕組みであるということをお御了解いただいたらと思えます。私は、四国地方整備局の人事運用を見ておりますけれども、所管課の技官たちはどうしても業界とつながります、それを見張っているのが契約課

十

ですね。そこの事務職は頻繁な人事異動を繰り返して、技官たちが癒着しないように見張っております。そしてその上の総務部長とか幹部は霞が関からきておりまして、地元で天下りする可能性のない人をトップに据えとります。

それで、入札の公正さを取り仕切る総務部長さんのお話を伺いますと、竹林さんこうじゃ、うわさが流れると全部入札は停止じゃ。それ以外方法ないと言っていました。結構、四国地方整備局のは報道されていますけど、そら積極的にあった事件を事務官たちが報告しておるといことですね。転ばぬ先の杖、事件が起きるとあと仕舞が大変です。何年もかかる。起きないようにする、牽制球を投げる、注意を促す。この仕組みを執行部の内部で運用していただきたい。私は、中讃広域の監査をやりましても三者県政の機能しているかどうかを重点的に見ました。執行部の中でこの観点を参考にさせていただけるのか、町長の答弁を求めます。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 竹林議員さんの再々再質問にお答えをします。竹林議員さんの御指摘のような観点で、これからも業務運営をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○田岡秀俊議長** 再質問、5番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 執行部と議会が総合牽制を働かして、しかし住民の福利厚生のために地域社会の発展のために機能すると、そのような運用に我々も努力したいと存じます。

そこをお願いを申し上げておきます。町長がこれから公共インフラの大きな整備を目指す時には、検討委員会を立ち上げるタイミングで施政方針か経過報告により本会議で説明していただければ町長の方向性がより伝わるのかなと思いますし、インフラは整備した後の利用運用が肝要でございまして、この神野公民館には斬新気鋭な館長が就任したばかりであります。そこが、活動計画、利用促進計画、神野の地域社会をこのように構築したいと契約の立案を求めることをお願いしておいて、私の答弁を終えたいと思います。単に答弁ではなくて質問を終えたいと思います。で、この議決が事業執行の最終決断でありまして、単に契約の正当性だけを審議するものだけではないと私は思っています。

答弁、誠にありがとうございました。

**○田岡秀俊議長** 他に質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 冒頭に町長さん、今回の4、5日の集中的な豪雨のお話ありがとうございました。この公民館の前に金倉川がございましてね。執行部の方がだいたい荒れておるところは、そこらで聞きますと想定外、こんな経験はなかった。何十年もなかった。全て、そういう形になっている。今後、気象的な条件の変動は、これから頻繁に私は起きてくるだろうと予測するのが当然であります。そこで設計業者と執行部の方がそういうことを想定して、この設計に取り組むときに、どこまで突っ込んだお話をされたのか、ちょっと気になりますからお聞きいたしておきます。

○田岡秀俊議長 答弁、生涯学習課長、松下信重君。

○松下生涯学習課長 川原議員の御質問にお答えします。

設計会社とは、ハザードマップを見ながら協議はしました。それと、神野の整備委員会の中で、場所的にはこの場所ということでお話はしました。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私、いま、気になる言葉が戻ってきました。ハザードマップですが、参考にはなるんです。池のハザードマップ、土砂の計算は一つも入っていない、水だけしか。そういう判断でやられたのか、当然、土砂が来ますね。そこらを踏まえながらハザードマップを参考にしてやられたのか、もう一度、想定外のないような話をされておるまで、ちょっとお聞きします。

○田岡秀俊議長 生涯学習課長、松下信重君。

○松下生涯学習課長 川原議員の再々質問にお答えします。

金倉川の氾濫ということで、雨量、水のほうだけをお話しました。土砂のほうはどれくらい流れてくるかわからないので、水の洪水のところだけをお話しました。

○田岡秀俊議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ハザードマップだから土砂が計算に入っていないのが私、百も承知で、お聞きしよるのですが、これが避難場所になるのに利用できなんなら、これまた想定外やと、20年先、15年先にあったときに何考えとんやとならないように、お願いしたいと思ってこの質問をさしていただいています。土砂を想定してない、土砂が当然くるんです。満濃池決壊これはないかもわからんけど、あったらこれまた想定外やおっしゃる、そこをいうんです。災厄の事態は考えとかないかん。香川県の時間雨量が100ミリを超えることがないといよったけれども100ミリを超えるんですよ。時間雨量で既に。そういうことを想定外でないものを判断しながら、今後こういうことをやっていただければ、参考にしていただければありがたいなと思って言っておきます。以上です。

考え方だけ聞かせてください。町長さんどうですか。これ以上の水が来たとき、気象条件が変わった。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原茂行議員さんの質問にお答えいたします。この頃、最近は想定外という言葉がいろいろいわれておりますが、やはり想定の中では今までの過去の例をとって、50年に一回の大雨とか洪水等々を計算していろいろ計算を立てておると思います。そういう中で、想定外も全て勘案していろんな行動計画を立てるとするのは、實際上私は、無理でないかなと、どんなことでも起きた場合に想定していなかったことも起きると思いますので、やはりある程度想定できる範囲内の計画を立てていくべきであろうと思いますのでよろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 公民館の議題とちょっとずれよるけど、これね想定範囲内はわかる

んですよ。しかし、気候温暖化が原因かどうか知らんけど、そういう時代になってきて集中的な豪雨なのか渇水かと極端にわかれてくる時代も想定しとんですか、といよんです。裏を返せば。そういう時代になってきよんです。それを想定してないがと言われたら私は困るんや。今以上の時間雨量がくる、台風にすれば今以上の風が吹く、照った場合にはこれ以上の渇水が続く、極端になってきよるんです。そういうものは想定の中にはいってますか。どうですか。

**○田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 極端な想定外というのは、想定いたしておりません。例えば地震の場合、香川県では震度6強を想定しております。これが、ひょっと震度9とか震度10が来たときにどうするかと言われましても、これは計画が無理であろうと思っておりますのでよろしくをお願いします。

**○田岡秀俊議長** 他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 工事請負契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○田岡秀俊議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成30年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

**閉会時間 10時07分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年7月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+